

決議第 1 号

町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会設置 に関する決議

湯河原町会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出します。

平成 20 年 6 月 20 日提出

湯河原町議会議長 土 屋 誠 一 様

提出者	湯河原町議会議員	高 橋 延 幸
賛成者	同	原 田 洋
	同	室 伏 友 三
	同	村 瀬 公 大
	同	長 谷 川 俊 子
	同	室 伏 重 孝
	同	内 藤 陽 子

町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会設置 に関する決議

次のとおり、町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び湯河原町議会委員会条例第 3 条による。
- 3 目 的 議会は、町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会に対し、次の事項を付託する。
 - (1) 湯河原中学校の耐震化の調査に関する事項
 - (2) 教育環境整備等の調査に関する事項
- 4 委員の定数 16 人の委員をもって構成する。
- 5 設置の期間 町立小中学校の教育環境整備の調査に関する特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会在平成 21 年 3 月定例会において本件終了を議決するまで、継続して調査を行うものとする。